

事務連絡
令和2年11月27日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品の取扱いについて（その7）

標記については、令和2年11月5日付け事務連絡により、衛生証明書の発行を見合わせるようお願いしているところです。

今般、マカオ当局より、香川県、福岡県及び兵庫県以外の都道府県からの食鳥肉の輸入を認めるとの連絡があったことから、マカオ向けに輸出される食鳥肉については、香川県、福岡県及び兵庫県以外において生産及び処理されたものについて、輸出検疫証明書の交付を11月27日付けで再開する旨、農林水産省から連絡がありました。

つきましては、香港、シンガポール、ベトナム、マカオ、台湾並びに英国及び欧州連合向け輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品における衛生証明書の発行については、下記のとおりに対応をお願いします。

衛生証明書が発行された場合であっても、動物検疫所において輸出される食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品が下記の都道府県以外で生産及び処理されたことを確認できない場合は、輸出検疫証明書が発行されませんので、関係者へ周知をお願いします。

記

1 香港、ベトナム、シンガポール及びマカオ

香川県、福岡県及び兵庫県で生産及び処理されたものについては衛生証明書の発行停止。ただし、シンガポール向け輸出家きん肉製品及び家きん卵製品のうち、OIEの加熱基準に基づいた十分な加熱処理が行われている製品については、これまでどおり輸出検疫証明書の発行が行われるため、引き続き衛生証明

書を発行して差し支えない。

- 2 台湾並びに英国及び欧州連合
全国において衛生証明書の発行停止。